

全印健だより

<http://www.insatukenpo.or.jp/>

平成 24 年 1 月 1 日 第 305 号
全国印刷工業健康保険組合東北支部
TEL 022-236-2508
FAX 022-231-7560

厳しい財政状況が続くなか、第 21 期特別委員会が開催されました

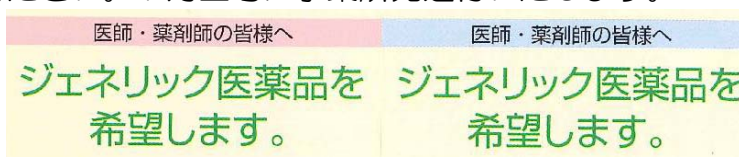
平成 23 年 12 月 1 日（木）、役員改選後初の特別委員会が開催されました。高齢者医療制度への理不尽な巨額負担と高い医療費支出の一方で、被保険者数と保険料収入が落ち込み続ける状況に際し、特別委員会では、保険料率や前期から引き継がれた財政健全化に向けた事務組織のあり方など、抜本的な見直しを図るための慎重な議論が展開されました。

今後の医療費や高齢者医療制度への納付金の動向によっては、平成 24 年度においてもご加入者の皆さんにご負担をいただく、ことや支部の統合等が議論されているところでございますが、詳細につきましては追って組合報等にて掲載させていただきます。今後とも組合運営にご協力賜りますようお願い申し上げます。



◆◆保険証に「ジェネリック医薬品希望シール」を！◆◆

保険証に貼るシールを作成しました。ジェネリック医薬品への切り替えを希望するときにご利用ください。1 月上旬に事業所宛送付いたします。



インフルエンザ予防接種費用補助について

- 対象者** 予防接種を実施した被保険者と 中学生以下の被扶養者 が対象
補助金額 対象者 1 名につき **1,000 円** 2 回接種しても、組合の補助は 1,000 円が限度
実施期間 接種期間 **平成 23 年 10 月 1 日～平成 24 年 2 月 29 日** まで
接種機関 最寄の病院、医院等
請求期間 **平成 24 年 3 月 31 日** まで **（東北支部必着）**
請求時の必要書類 ①「インフルエンザ予防接種補助申請書」②「インフルエンザ予防接種者名簿」

▼医療費控除▼▼

本人や家族が 1 年間（1 月 1 日～12 月末日）に支出した総医療費（消費税分も含め）が、本人の年間給与所得控除後の金額に退職金を加えた額の 5% 又は、10 万円のいずれかの低い方を超えた場合、その超えた部分の金額（200 万円限度）が課税の対象から控除されます。

控除の対象となる医療費

- ①診療、治療、入院のために支払った費用。 ④治療や療養のために購入した医薬品の費用。
- ②診療差額など保険外に負担した費用。 ⑤出産費用。⑥通院費、医師の送迎費。
- ③あんま、針灸、柔道整復師の技術料。 ⑦義手、義足、松葉杖、補聴器などの購入費。
- ◎ 詳細については、最寄りの税務署にお尋ねください。